# 令和2年度公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

| 旅 | ī   | 設  | 名 | 新潟市総合福祉会館  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|-----|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 씥 | 理   | 者  | 名 | <b>指定期間</b> 平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日  |  |  |  |  |  |  |  |
| 担 | 1   | 当  | 課 | 福祉部福祉総務課   |  |  |  |  |  |  |  |
| 所 | ŕ : | 在  | 地 | 新潟市中央区八千代1丁目3番1号   |  |  |  |  |  |  |  |
| 柜 | 拠   | 法  | 令 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 話 | 置   | 条  | 例 | 新潟市総合福祉会館条例  |  |  |  |  |  |  |  |
| 旅 | ī 設 | :概 | 要 | 建物規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階<br>敷地面積 6,700㎡<br>延床面積 10,087.42㎡<br>施設内容<br>・図書コーナー、福祉総合相談センター、会議室、大集会室、多目的ホール、視聴覚室、作業室、調理実習<br>室、技能習得室、プレイルーム、障がい者福祉センター、老人福祉センター、機能回復訓練室等 |  |  |  |  |  |  |  |

施設設設置目的

・障がい者や高齢者をはじめ市民が福祉活動に積極的に参加することのできる拠点施設として設置する。

#### 管理・運営に関する基本理念,方針等

#### 管理運営の基本的事項

- 1. 新潟市総合福祉会館条例に基づき、市民の積極的な福祉活動への参加に寄与するための施設の提供
- 2. 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等の利用が確保されること
- 3. 利用者や市民などの意見要望は管理運営に反映させること
- 4. 利用者に対し、安全及び快適な環境を提供すること
- 5. 新潟市個人保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知りえた情報 について守秘義務を遵守すること
- 6. 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費節減に努めること
- 7. 法令を遵守し施設管理を適切に行うこと

| 視 | 点 | 評価項目                   | 評価指標  | 実績   | 評価<br>※ | 評価コメント ※                                   |
|---|---|------------------------|---|--|---------|--|
|   |   | 貸室全体稼働率                | 年間50%以上   | 64.00%   | В       | 目標を上回っている                                  |
|   |   | サービス満足度                | 必要に応じアンケートや利用団<br>体懇談会等を実施し、サービス<br>実態を把握すること             | ご意見箱の設置  | В       | 意見箱を設置する<br>ことで、利用者の<br>声を現場で徴取で<br>きている   |
| 市 | 民 | 要望対応の適切性               | 意見箱の意見についての回答<br>は迅速に公表し、実現を図ること                          | ご意見箱を設置し、全回答<br>を掲示している<br>利用団体からの要望・報告<br>には都度適切に対応してい<br>る   | В       | 意見箱への要望・<br>報告のすべての<br>回答を公表してい<br>る       |
|   |   | 広報の充実                  | ホームページ等で常時最新の<br>情報を掲載し、適切な情報発<br>信を行うこと                  | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う閉休館の案内、<br>老人福祉センター各種講座<br>の募集告知について、ホームページに掲載した。館内<br>ではチラシの配布・ポスター<br>掲示も実施した。  | В       | 常時最新の情報を発信するよう努めている                        |
| 財 | 務 | 管理運営経費の節減              | 入札、見積合わせなど管理的<br>経費縮減に努力すること                              | 修繕や物品購入に際し、複<br>数業者から見積を取り寄せ<br>る等、経費縮減に努めた  | В       | 経費節減に努め<br>ている                             |
|   |   | 安心安全の確保                | 責任者を配置すること、災害時等に際して責任体制、マニュアルの設置、年2回定期訓練の実施、事故後の再発防止対策の実施 | 有事に備え、責任体制の確認、非常時の作業、役割分担を各職員が担えることを目的とした避難訓練を、利用者ととしに年2回(第1回:91名 第2回:80名)実施している。また、職員や利用者の災害時間、防災と時間的とした講習、防災の機能説明を訓練と併せて実施している。障がい者福祉センター業務について、緊急時の対応方について再確認した | В       | 利用者も参加した<br>訓練を行い、常に<br>安心安全の確保<br>を心掛けている |
| 業 | 務 | 施設機能の維持                | 各業務仕様に基く法令点検、<br>定期点検の実施                                  | 有資格者による定期点検を<br>実施   | В       | 各種点検が行わ<br>れている                            |
|   |   | 当該施設の管理に関する<br>関係法令の遵守 | 研修会やマニュアルの整備を<br>行う                                       | マニュアルを整備   | В       | 法令に基づいて<br>管理ができている                        |
|   |   | 事故防止の取り組み              | 指定管理者の責めに帰す事故<br>発生件数0件                                   | 0件   | В       | 目標を達成してい<br>る                              |
|   |   | 業務仕様書に定める事項<br>の遵守     | その他業務仕様書に定める事<br>項の遵守                                     | 業務仕様書に基づいて管理<br>運営を行い、業務報告書を<br>提出している   | В       | 仕様書に基づい<br>た事務を行ってい<br>る                   |
| 人 | 材 | 配置人員条件の遵守              | 防火管理者1名以上、各管理<br>業務に携わる有資格者の配置                            | 防火管理者1名を配置。設<br>備管理(ボイラー等)の有資<br>格者をそれぞれ1名ずつ配<br>置   | В       | 法令等の基準を<br>満たしている                          |

#### 【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない
- ⋌※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていな

## 指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

新型コロナウイルス感染症に伴い、4月・5月の間閉館し、6月より順次再開した。8月頃より例年並みの利用者数に戻った。 新潟市総合福祉会館を利用される方々が安心・安全に過ごせるよう法令遵守に努めた管理、運営を行う。 また、福祉活動の拠点として、ボランティア団体等の円滑な活動を推進していけるよう、市民の声を取り入れる。

### 所管課による総合評価(所見)

指定管理業務において、市と指定管理者の間で適宜十分な打ち合わせを行い、業務を逐行し、要求水準を達成している。市民が福祉活動に参加できる拠点として、総合福祉会館の管理・運営を行っており、利用者も参加する避難訓練の実施など、市民参加を積極的に行っている点も評価できる。今後も利用者が安心して利用できる拠点であるよう、今以上のサービス満足度向上を心掛けて欲しい